

## 平成 28 年 4 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 28 年 5 月 12 日 (木) 開会 16 時 30 分  
閉会 17 時 28 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)  
小野 和枝 教育委員  
議事録署名委員 福島 知克 教育委員  
教育庁 湊 博秋 教育参事  
三口 龍義 教育次長兼教育総務課長  
篠田 誠 学校教育課長  
永野 康洋 生涯学習課長  
杉原 勉 スポーツ健康課長  
末光 淳二 教育総務課参事  
猪俣 正七郎 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
大鳥 悦子 生涯学習課参事  
矢野 淳子 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事  
三木 武夫 別府商業高等学校事務長  
三宅 達也 教育総務課長補佐兼教育企画係長  
志賀 貴代美 教育総務課長補佐兼指導主事  
大嶋 健司 教育総務課主任  
傍聴人 1名

欠席者 教育委員 明石 光伸 教育委員  
高橋 護 教育委員

議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について  
第 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部改正について【議第 27 号】  
第 3 別府市知見活用委員会委員の委嘱について【議第 28 号】  
第 4 別府市社会教育委員の委嘱について【議第 29 号】  
第 5 別府市図書館協議会委員の委嘱について【議第 30 号】  
第 6 別府市文化財保護審議会委員の委嘱について【議第 31 号】  
第 7 平成 26 年 (ワ) 第 284 号損害賠償請求事件について【議第 32 号】

報告事項 (1) 平成 28 年度別府市教育庁組織及び事務分掌について【報告第 7 号】  
(2) 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正に  
ついて【報告第 8 号】  
(3) 市指定文化財「別府市公会堂」(旧指定名称「別府市中央公民館」)  
の現状変更終了報告書について【報告第 9 号】  
(4) こどもの読書活動推進計画について【報告第 10 号】  
(5) 平成 28 年熊本地震における被害状況について【報告第 11 号】

- その他 (1) 別府市「平成 29 年成人式」について  
(2) 平成 28 年度中学校体育大会教育委員訪問日程について  
(3) 5 月定例教育委員会の開催日程について

## 議 事 録

### ◎ 開 会

**寺岡教育長** 平成 28 年 4 月の定例教育委員会を開催いたしたいと思います。最初に、平成 28 年熊本地震によりまして犠牲になられた方々への追悼とともに、被災されました皆様の 1 日も早い復興を心から祈っているところでございます。本日は、明石委員と高橋委員が欠席されておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。議事に入ります前に、平成 28 年 4 月に人事異動がございましたので、異動者の紹介をしたいと思います。

※平成 28 年 4 月 1 日付けで異動した出席者が、それぞれ自己紹介を行った。

**寺岡教育長** どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎ 議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** 議事日程第 1 の議事録署名委員の指名について、今回は福島知克委員にお願いいたします。

---

### ◎ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

**寺岡教育長** それでは議事日程第 2、議第 27 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、学校教育課長よりお願いします。

**学校教育課長** 議第 27 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により意見を求めるものでございます。

2 ページをご覧ください。下半分になりますけれども、「スクールソーシャルワーカー」という文言がございまして、スクールソーシャルワーカーを別府市総合教育センターに配置することに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正しようとするものでございます。詳しくは、新旧対照表が 3 ページにございますのでご覧ください。別表に新たに「スクールソーシャルワーカー」の区分を設けまして、

報酬の額は「1時間以内につき1,500円」、旅費の額は「別府市職員等の旅費に関する条例による旅費相当額」と位置づけたいと考えております。もう少し言いますと、これは大分県が経費の5分の3を補助する事業で、別府市にスクールソーシャルワーカーを配置するために、別表の中に（追加して）入れるものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** 別府市教育委員会の中に、スクールソーシャルワーカーを配置するのは初めてでございます。何か、教育委員の皆様からご質問等がありますか。

**福島委員** スクールソーシャルワーカーとは何ですか。

**学校教育課長** スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、あるいは精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有しております。スクールカウンセラーは心の専門家と言われますけれども、スクールソーシャルワーカーはネットワークの専門家と言われておりまして、いろいろな関係機関等に働きかけ、ネットワークを活用します。大分県の場合は、特に不登校になっている子どもたちを社会的に復帰させようということで配置しようとするものでございます。このスクールソーシャルワーカーの名前が出てきましたのが、平成27年2月に川崎市で中学校1年生が殺害された事件がありましたけれども、事件をきっかけに文部科学省も含めて、このスクールソーシャルワーカーを配置しようとして進められております。

**福島委員** 教育事務所が不登校を担当していたんじゃないんですか。それとはまた別なんですか、資格を持っているということは。

**学校教育課長** 以前、大分県内の2か所でスクールソーシャルワーカーを配置していたことがあったと思いますけれども、それ以上は広まっていなかったのですが、先ほど話しました川崎市の事件をきっかけに、現在大分市が5名くらい、由布市や杵築市も市の単費で配置しておりまして、それを全ての市町村に広げようということで進めている状況です。現在、教育事務所にスクールソーシャルワーカーはおりません。

**寺岡教育長** 不登校は、別府市総合教育センターの担当ですね。

**小野委員** 「1時間以内につき1,500円」とあるんですが、大体何時間ほどという決まりはありますか。

**学校教育課長** 一応週2回、年間48週以内、1日6時間というのが、大分県が考えている基本の勤務であります。今年はこの条例の一部改正をしますので、7月からの配置ということになりますけれども、そこまで週の数がありませんので、週当たりの時間数が少し増えると考えられます。

**寺岡教育長** よろしいでしょうか。別府市総合教育センターにはスクールカウンセラーがいて、そしてスクールソーシャルワーカーが配置されますけれども、これは教育効果というか、どうでしょう、子どもたちに対して期待できる配置でしょうか。

**学校教育課長** いろいろな福祉の関係機関と、その子どもに応じて結び付けることが出来るかと思っております。スクールカウンセラーは、主に子どもへの対応が主体になると思いますが、そのような対応以外でいろいろな関係機関とつないで子どもの成長を促していくパートナー的な役割を担うのが、このスクールソーシャルワーカーです。

**寺岡教育長** 福祉や医療機関等とのネットワークを利用するわけですね。

**学校教育課長** はい。

**寺岡教育長** では、議事日程第2については、議決ということによろしいでしょうか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 議第27号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市知見活用委員会委員の委嘱について

**寺岡教育長** それでは、議事日程第3の議第28号 別府市知見活用委員会委員の委嘱について、教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

**教育次長** 議第28号 別府市知見活用委員会委員の委嘱について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第10号の規定により議決を求めるものでございます。

5ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条にございますとおり事務の点検、評価を行うもので、第27条第2項に「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定されておりますので、それに従いまして、別府市知見活用委員会委員を、国立大学法人大分大学教職大学院教育行政学の山崎清男特任教授、別府大学文学部教育学教育課程の今井航教授、元小学校長の國廣雅子氏の3名の方をお願いしたいと考えております。山崎氏は、大分県内における教育学の第一人者であり、大分大学附属中学校の校長を務めたこともあり、学校現場の状況に詳しい方でございます。今井氏は、別府大学におきまして将来教職の道に進もうとしている学生の指導を行っており、アウトリーチ支援事業の委員もしていただき、児童生徒の不登校の解消に向けてご尽力をいただいている方でございます。國廣氏は、現役の頃は英語科の教諭及び教頭として中学校に勤務しており、小学校の校長も務め、小中学校ともに経験のある方でございます。昨年度までは各課の事業毎に厳しいご意見をいただいておりますけれども、教育行政に造詣の深い方々でございますので、以上の3名をお願いしたいと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。何かご意見、ご質問等はございますか。

**福島委員** 國廣氏だけが新任ですか。

**教育次長** はい、そうでございます。

**寺岡教育長** 山崎氏、今井氏は再任ですね。

**教育次長** はい。

**寺岡教育長** 國廣氏だけが新任ということですが、よろしいでしょうか。  
議事日程第3は議決ということで、よろしいですか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 議第28号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市社会教育委員の委嘱について

**寺岡教育長** 議事日程第4、議第29号 別府市社会教育委員の委嘱について、生涯学習課長よりお願いします。

**生涯学習課長** 議第29号 別府市社会教育委員の委嘱につきまして、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求めるものでございます。

9ページをお開けいただきたいと思います。今回、任期の途中でございますが、1名入れ替えがございます。資料に掲載しておりますとおり、補充するのは別府市PTA連合会の伊南寿賀副会長でございます。辞任委員につきましては恒松宗典委員で、前別府市PTA連合会副会長でございます。恒松委員が別府市PTA連合会の役員交代で辞められましたので、伊南氏を補充委員とするところでございます。任期につきましては、委嘱された日から平成29年3月31日まででございますので、残任期間として委嘱をしたと思います。10ページに別府市社会教育委員の名簿を掲載しておりますので、参考までにご覧いただきたいと思います。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございました。何か、皆様からございますか。  
議事日程第4については議決ということでよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 議第29号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市図書館協議会委員の委嘱について

**寺岡教育長** 議事日程第5、議第30号 別府市図書館協議会委員の委嘱について、生涯学習課長よりお願いします。

**生涯学習課長** 議第30号 別府市図書館協議会委員の委嘱につきまして、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求めますのでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。これも（議事日程第4と）同様に、任期の途中でございまして2名委員の入れ替えがございまして、まず補充委員につきまして、別府市立山の手小学校の後藤栄治郎校長で、分野は学校教育関係者ということで委嘱をしたいと考えております。2人目は別府大学附属図書館の仲嶺真信館長で、学識経験者ということで委嘱をしたいと思います。その下に、辞任委員を掲載しております。前別府市立西小学校長の石川順一委員が今回退職をされました。その下でございまして、佐藤瑠威委員が別府大学附属図書館長から別府大学の学長となられましたので、辞任いたしております。任期につきましては、平成29年6月30日までの残任期間となっております。13ページに名簿がございまして、ご覧いただきたいと思います。

**寺岡教育長** ありがとうございます。教育委員の皆様から、何かございませうか。議事日程第5については、議決ということでよろしいでしょうか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 議第30号は議決いたしました。

---

## ◎ 別府市文化財保護審議会委員の委嘱について

**寺岡教育長** 議事日程第6、議第31号 別府市文化財保護審議会委員の委嘱について、生涯学習課長よりお願いします。

**生涯学習課長** 議第31号 別府市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求めますのでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。別府市文化財保護審議会委員の名簿がございまして、全員再任ということで、同じ先生方に委嘱をしたいと考えております。任期の方は2年でございまして、当初、平成28年5月1日（日）から平成30年4月末まで委嘱をしたいと考えておりましたが、今回議決が遅れましたので、若干任期がずれてくるかと思っております。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。13名の別府市文化財保護審議会委員の再任という提案でございますが、いかがでしょうか。  
議事日程第6については議決ということよろしいですか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 議第31号は議決いたしました。

---

## ◎ 平成26年（ワ）第284号損害賠償請求事件について

**寺岡教育長** それでは議事日程第7、議第32号 平成26年（ワ）第284号損害賠償請求事件について、スポーツ健康課長よりお願いします。

**スポーツ健康課長** 議第32号 平成26年（ワ）第284号損害賠償請求事件につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めるものでございます。

こちらにつきましては、別添資料を用意しておりますので、A4縦判の方をご覧ください。表題につきましては割愛させていただきます。「要旨」をご覧ください。平成22年12月20日発生の中学校保健体育科授業時生活事故について、平成26年（ワ）第284号損害賠償請求事件につき、平成28年4月22日大分地方裁判所にて判決言渡しがあり、同日判決書の送達を受けました。しかしながら、別府市は上記判決に不服であるため控訴を提起するというものでございます。少し難しい文章で表現しておりますので、口頭で、時系列にして3段階に分けてご説明申し上げます。まず平成22年12月20日（月）、当時の中学校の2時限目、保健体育の授業の時に、生徒、被告が振ったバットが、3塁側で約14メートル離れていた生徒、原告の顔に当たったという事故がございました。その後平成26年6月12日（木）に、4年後になりますけれども、原告が訴訟を提起しまして、被告として別府市並びにそのバットを振った生徒に対しまして、損害賠償の請求を求めたものでございます。そして今回でございますが、平成28年4月22日（金）に大分地方裁判所から判決が言い渡された、という時系列でございます。これに関しまして、別府市はその判決に不服だということで、今回控訴をするものでございます。もう一度「要旨」の真ん中下に戻ります。控訴の提起には議会の議決を要しますが、特に緊急を要するため議会を招集する時間が無いことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり平成28年5月6日付けで別府市長が専決処分を行いました。ついては、別府市教育委員会においてもご了承いただきたいという旨でございます。判決に不服がある場合には、判決書を受け取った日の翌日から2週間以内に控訴の手続きを取らないといけない旨の規定が民事訴訟法第285条にございますので、2週間以内に手続きが必要だったということになります。

続いて、次のページをご覧ください。別紙とありますが、「専決処分書」でございます。先ほどの説明と重複しますが、読み上げながら説明いたしたいと思います。「次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時

間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法（略）の規定に基づき、次のとおり市長において専決処分する。平成 28 年 5 月 6 日」、繰り返しますが平成 28 年 4 月 22 日（金）の 2 週間後が平成 28 年 5 月 6 日（金）で、別府市長名となっております。訴えの提起について、「大分地方裁判所平成 26 年（ワ）第 284 号損害賠償請求事件に係る平成 28 年 4 月 22 日になされた同裁判所の判決に対し、下記のとおり控訴するものとする。」ということで、「1 事件の概要」として、「別府市内の中学校に通っていた原告が中学 1 年生の時のソフトボールの授業の際に、他の生徒がスイングしたバットがすっぽ抜けて打順を待っていた原告の顔面に当たり、顔面骨折等をした件に関し、当該中学校の教諭らの当該事故の防止のための安全配慮義務違反、事故後の教諭らの対応が不十分であったこと等により、様々な利益を侵害されたとして、別府市及びバットを当てた生徒に慰謝料等の損害賠償を求めて提訴したものである。主な争点となったものは、この事故の発生及びその後の対応に関して、被告別府市の教職員の注意義務の有無や学校の対応は十分だったかといえるかどうか等である。」ということであります。

次のページに移ります。「2 判決の内容」として、「被告別府市は、原告に対し、9 万円及びこれに対する平成 22 年 12 月 20 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え、との判決」がございました。いわゆる敗訴ということになります。「3 被控訴人」は資料のとおりで、怪我をした生徒の名前になります。「4 控訴の趣旨」として、「原判決中、控訴人別府市敗訴部分を取り消す、被控訴人の請求を棄却する、訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする、との判決を求める。」というものでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。何か教育委員の皆様からございますか。

**福島委員** これは、控訴をすることによって、高等裁判所からは 9 万円ではないという判決を取りたいわけですね。

**スポーツ健康課長** そこも含め補足して説明を加えさせていただきますと、当初この判決が出た時には、敗訴ということを一先はスポーツ健康課として受け入れるべきだと考えておりました。それに対して、勝訴した方の原告側が控訴をするという、実はイレギュラーな形になっております。私共としましては、体育の授業中にバットが 14 メートル先に飛んでいくというのは、予見の範囲だと言われれば勿論そうなんですけれども、実際にはなかなか難しいというのが現実の状況です。今後高等裁判所でどのような判決になるのかはわかりませんが、基本的にはもう一度原点に戻りまして、安全配慮をきちんと行っていたという観点から、裁判をやり直していただくという手続きを取りたいと考えております。

**寺岡教育長** 中学校の教育活動の中で起こって、誠に残念であり、また被害に遭われた方にも申し訳ないという気持ちがありますけれども、裁判で 9 万円の金員を払えということだったので、別府市としては当初控訴しない方針だったのですが、原告の方が控訴するということでありましたので、別府市も控訴するということでございます。

**福島委員** 両方とも控訴ですか。

**寺岡教育長** はい。

**福島委員** それで、原告は9万円以上、こちらは安全配慮をきちんとやっていたということで、お互いに控訴するわけですね。

**教育参事** 原告側は損害賠償金として231万円を請求していた部分が9万円になったものですから、おそらくそれに対する控訴だろうと思います。別府市の方は、基本的に教諭の身分を守るためには0というのが一番望ましいですけれども、予見がどこまでの範囲かということで、このままでいいのではないかという意見もあったわけですが、原告が控訴したために、受けざるを得ない形で同じく控訴したという内容でございます。

**寺岡教育長** スポーツ健康課長、バットを振った生徒については130数万円ということでしたが。

**スポーツ健康課長** バットを振った生徒に対する請求は棄却で、全くございません。ですから、別府市のみということになります。

**寺岡教育長** ということで、高等裁判所での第二審ということになりますので、教育委員の皆様もよろしくお願いたします。議事日程第7は議決ということで、よろしいですか。

※全会一致で議決

**寺岡教育長** 議第32号は議決いたしましたので、よろしくお願いたします。

---

## ◎ 報告事項（1）

**寺岡教育長** 本日の報告事項に移りたいと思います。報告事項（1）報告第7号 平成28年度別府市教育庁組織及び事務分掌について、教育次長兼教育総務課長よりお願いたします。

**教育次長** 報告第7号 平成28年度別府市教育庁組織及び事務分掌について、報告をさせていただきます。  
19ページをご覧ください。組織の全体図がございます。組織自体に大きな変更はございません。今回の人事異動は小規模で、管理職では、教育次長兼教育総務課長に三口龍義、教育総務課参事に末光淳二、スポーツ健康課長に杉原勉、生涯学習課参事に大鳥悦子、人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事に矢野淳子が着任いたしました。20ページをご覧ください。附属施設の一覧がございますが、ここでは異動のあった施設長についてご報告いたしたいと思います。別府市北部地区公民館に、元別府市立北部中学校校長の伊藤貞之館長が着任したところでございます。続いて21ページを

ご覧ください。教育庁職員数総括表です。教育長、教育参事、事務部局、学校その他の合計で421名の職員体制という形になっております。続きまして、22ページをご覧ください。「3 教育委員会の活動状況」ですが、定例教育委員会12回、臨時教育委員会8回の計20回開催され、73件の議案についてご審議いただきました。主な参加行事等につきましては、掲載されている内容のとおりでございます。「4 教育庁事務分掌」につきましては、28ページまで各係毎に掲載しており、事務内容については昨年度と同様でございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。報告事項ということで、何か特にごございましたらお願いします。

**福島委員** 20ページで、「別府市公会堂」という文言は出てこないんですね。生涯学習課のところで、「市民会館・中央公民館」とありますが。

**生涯学習課長** 「別府市公会堂」はあくまでも愛称ということで、正式名称は別府市中央公民館と別府市市民会館の複合施設ということになります。

**福島委員** いいんですけど、22ページには「別府市公会堂(中央公民館・市民会館)」とありますから、統一した方が。

**寺岡教育長** 「市民会館・中央公民館」はそのまま、「公会堂」を。

**生涯学習課長** 枠外か、枠を広げて括弧書きで追加するということがいかがでしょう。

**寺岡教育長** では、そのような形で修正をお願いします。報告事項(1)についてはよろしいでしょうか。

※全委員了承

---

## ◎ 報告事項(2)

**寺岡教育長** それでは次に、報告事項(2)報告第8号 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正について、教育次長兼教育総務課長よりお願いします。

**教育次長** 報告第8号 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の一部改正について、ご報告いたします。  
31ページをご覧ください。別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の新旧対照表を掲載しております。右側が現行でございますが、第3条第1項第1号に「教育次長」と規定されていますが、教育参事職の新設により、左側の改正案のとおり「教育参事」と改正したいと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。  
報告事項（2）については、よろしいですか。

※全委員了承

---

### ◎ 報告事項（3）

**寺岡教育長** それでは報告事項（3）報告第9号 市指定文化財「別府市公会堂」（旧指定名称「別府市中央公民館」）の現状変更終了報告書について、生涯学習課長よりお願いします。

**生涯学習課長** 報告第9号 市指定文化財「別府市公会堂」（旧指定名称「別府市中央公民館」）の現状変更終了報告書について、報告いたします。  
33ページをお開きいただきたいと思います。別府市指定文化財「別府市公会堂」、旧指定名称「別府市中央公民館」についてでございます。これにつきましては、平成28年2月定例教育委員会で名称の変更について、議第14号で議決をいただいております。現状変更の終了報告書につきましては、34ページ以降に掲載しております。別府市文化財保護条例第14条第1項の規定に基づきまして、別府市教育委員会から別府市教育委員会へという形ですが、現状変更の許可申請を出しまして、平成28年2月29日（月）に現状変更の工事が終了したということで、その報告となります。内容につきましては、1から5までございまして、掲載されているとおりでございます。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。  
報告事項（3）については、よろしいですか。

※全委員了承

---

### ◎ 報告事項（4）

**寺岡教育長** 報告事項（4）報告第10号 こどもの読書活動推進計画について、生涯学習課長よりお願いします。

**生涯学習課長** 報告第10号 こどもの読書活動推進計画について、報告いたします。  
お手元の方に、別添資料をお配りしております。このこどもの読書活動推進計画については、第2次ということで、第1次が平成19年に策定されております。概ね5年ということでございましたが、若干作業が遅れまして、本年の3月までにまとめて、最終的にできあがったのが5月ということでおことわりをさせていただいております。内容につきましては、目次ですが、全体が3章に分かれております。第1章が、第1次計画の総括ということで掲載させていただいております。それから、8ページ以降の第

2章につきましては、第2次計画の概要ということでまとめさせていただいております。この中で、8ページをお開きいただきたいと思います。「2. 基本目標」で、まず「生きる力を育む読書習慣の形成」、それから「いつでも、どこでも読書に親しめる読書環境の整備」ということを基本的な目標としてまとめさせていただいております。それから、12ページ以降につきましては、「第3章 子どもの読書活動推進に向けた取組」ということで、様々な場面での具体的な取組を掲載させていただいております。その中で見ていただきますと、各表で「主な取組」や取組の具体的な内容について、一番右に各学校、図書館、子育て支援センター等の「関係する部署・施設等」を掲載しております。内容につきましては少し長くなりますので、またご覧いただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。子どもの読書活動推進計画についてですが、何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。  
学校教育課長、本年度から小学校にも全学校で学校司書が配置されましたが、どうでしょうか、その効果というのは。

**学校教育課長** まだ1か月ですので、数字の上では出てきておりませんが、校長から話を聞く範囲では、毎日学校司書がいて図書室を開けることが出来るのでいいということで、子どもたちが図書に親しむ環境は出来ていると思います。

**福島委員** 本を読む楽しさをわからせるというのはいいんですけど、何のために本を読むのかがわかりにくいんじゃないですかね。私もずっと疑問に思っていたんですけど。一昨年芥川賞を受賞した小野正嗣氏の講演を聞いたんですが、何で文学が必要であるかという話になった時、彼が一番我々に訴えたのが、本をいつも読んでいると、情景が浮かんでくるので、騙されなくてすみますよ、とか現実的なことを教えてくれたんですよ。だから、楽しさだけではなく、詐欺についての文学もありますし、冒険の文学もありますから、もう少し具体的に書かれたらいかがかない感じがしますがね。今回は出来上がっていますからね、第2次計画として。第3次計画がいつになるかはわかりませんが、次は皆さんも具体的に考えた方がいいですね、儲かりますよとか。

**生涯学習課長** 今福島委員がおっしゃったように、まず何故本を読むとよいのかということまで掘り下げて考えようということではあったんですけども、一番根底のところまではなかなか議論がいかなくて、とにかくまず本を読む環境の整備だということから概ね5年の予定で始まりましたので、次の策定では委員ご指摘のところまでやはり掘り下げるべきかと思います。

**教育参事** その間にご意見があれば、またお願いします。

**寺岡教育長** 生涯学習課長、今後情報化社会になって、どんどんICTが入ってきますけど、読書とそういう社会との関係について何か考えはありますか。

**生涯学習課長** 第1次計画は5年間で策定はしたのですが、検証をずっとやっていなかった

たので、今回は 21 ページの一番最後の「(4) 目標の達成状況の把握と評価の実施」のように、どれだけ効果があったのか、良し悪しも含めて毎年検証していきたいと具体的には考えております。

**寺岡教育長** 大事なことだと思います。毎年、このこどもの読書活動推計画を検証していくということですね。

**生涯学習課長** (第2次計画の期間は) 5年間ですが、毎年検証してその都度修正をしたいと思います。

**福島委員** やっぱり、具体的にもう少し明確な目的を示した方が、わかりやすいですからね。

**寺岡教育長** ありがとうございます。報告事項(4)についてはよろしいでしょうか。

※全委員了承

---

## ◎ 報告事項(5)

**寺岡教育長** では報告事項(5)報告第11号 平成28年熊本地震における被害状況について、教育次長兼教育総務課長からお願いします。

**教育次長** 報告第11号 平成28年熊本地震における被害状況について、ご報告させていただきます。

これにつきましては、各課毎に集計を取っており、別添A4横判資料中にございます。教育総務課関連の施設の被害につきましては、1ページから7ページに掲載しております。被害額ですけれども、小学校は別府市立南小学校を除いて約20,707千円、中学校は全中学校8校で約7,370千円、幼稚園は別府市立境川幼稚園外2園で8,500千円、合計額36,577千円と試算しております。補修工事につきましては、教育関係施設だけでなく全市的に被害が広がっており、担当部署や業者も十分でない状況であります。このような中、極力緊急度の高いものから補修を進めてまいりたいと考えております。教育総務課関係については、以上でございます。

**生涯学習課長** 生涯学習課関係でございます。8ページをお開きいただきたいと思います。こちらの方で社会教育施設、それから文化財の被害について掲載しております。特に被害が大きいものとしたしましては、まず一番上で別府市北部地区公民館の石塀がほとんど倒壊をいたしまして、現在はすぐに撤去して新しいフェンスを立てるようにしております。それから別府市市民会館大ホールの上の壁のモルタルが剥がれておりますが、リニューアル工事の対象から外れている古い部分だったということです。その分の補修を計画しております。それから、別府市美術館の貯水タンクが破損しておりますが、新しい美術館・図書館一体的整備の中で、どうするかはまだ未定でございます。それと、資料には掲載されておりましたが、大きなところで重要

文化的景観の明礬地区の湯の花小屋がかなりやられておまして、現在文化庁の担当者も見に来まして、修景について国、県等と協議中でございます。あとは、現計予算で対応できるかと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。次に9ページで、スポーツ健康課長よりお願いします。

**スポーツ健康課長** 9、10 ページがスポーツ健康課関係でございます。まず大きいもので、別府市学校給食共同調理場に破損がございました。「緊急」と記載してある「4月20日」の天井の亀裂について、緊急的に簡易修繕し、夏季休業中に天井張替え工事予定でございます。こちらにつきましては、平成28年4月25日(月)から平成28年5月6日(金)まで2週間操業を停止しまして、簡易給食ということで、中学生、そして別府市立東山小中学校に対応させていただいたところでございます。今のところ、「亀裂」と記載しておりますけれども、天井板に1センチメートル幅の隙間が出来ているところでございます。そちらの方は全てテープを貼り、ねじで留める作業は終了している状況でございます。その下の別府市総合体育館「べっぷアリーナ」については、メインアリーナとサブアリーナの天井から掌くらいのサイズの落下物が20個ほど落ちてきたということで、特に重たいものでもなく、天井のウェーブ状のモニュメントが今回の地震で落ちたということでございます。その後全く落ちておりませんので、そこについては現在心配しておりません。また、ガラス窓が割れた所も既に修理している状況でございます。その下の別府市民体育館でございますが、こちらにも実は天井からの落下物がございましたので、早急に対応したいと考えております。別府市営温水プールは資料のとおり記載しておりますけれども、現在は正常に営業しており、今年度は既に天井の工事を入れる予定にしておりましたので、併せて工事をやりたいということで、平成28年6月中に検査をして、平成29年1、2月辺りに補修工事を行う予定にしております。次の10ページをご覧ください。別府市営青山プールでございますが、こちらについては床タイルのひび割れ、隆起、更に剝がれがございます。実際の運営には支障はありませんので、シーズンが始まる前までに補修をしたいと考えております。別府市朝日大平山地区体育館については、クラックがありますが、壁面ですので、実際の使用には問題ありません。別府市中部地区体育館につきましても、いくつかクラックがあるということでございます。最後に、弓道場につきましても、天井板のめくれがあるということで、こちらにも早急に対応したいと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。別府商業高等学校事務長よりお願いします。

**別商事務長** 別府市立別府商業高等学校ですが、体育館外壁の梁の崩落がございました。すぐに撤去をし、落ちそうな所は落として、現在は安全と言いつつ、いつまた大きな地震があるかわかりませんので、生徒の立入り等は中止し、閉校の絡みもでございますので、現在は大分県立別府青山・翔青高等学校の協力を得まして、大分県立別府青山・翔青高等学校の第2体育館を使用しているところでございます。それから、1号館の2階から体育館への渡り廊

下で、鉄骨部分と本体の継目の部分で、モルタルが破損しております。それについても、撤去作業はしているところでございます。それから4号館でございますが、特に吹奏楽練習場の天井板の落下等がありまして、現在は使用禁止という形にしておりますが、今後対応していきたいと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** ありがとうございます。平成28年熊本地震における教育委員会関係の被害状況でございますが、何か教育委員の皆様からご意見やご質問等がございますか。

**福島委員** 結構（被害が）ありますね。

**寺岡教育長** かなりの被害状況であります。

**小野委員** 幼稚園、小学校、中学校で、修理が済んだ所というのは、どれくらいありますか。

**教育次長** 現在工事をしている所もありますが、どれだけ終わっているかということ把握しておりません。

**寺岡教育長** 進行中ということでございます。現在、（幼・小・中学校で）教育活動に大きな影響がある所というのは、別府市立上人小学校の体育館が使用できないという状況ですが、他には無いということでしょうか。

**教育次長** 今のところ、ございません。

**寺岡教育長** 報告事項（5）については、よろしいでしょうか。

※全委員了承

---

## ◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上で、議事日程、報告、その他が終わりましたが、何か全体的にございますか。

よろしいですか。以上で、平成28年4月定例教育委員会の全ての日程を終了いたします。ありがとうございました。

---

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。